

第 13 次北海道鳥獣保護管理事業計画（素案（案））の概要

1 計画策定の趣旨

- 鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に基づき、全国的に均衡・調和のとれた鳥獣の保護管理を推進するために国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即し、各都道府県知事が策定することとされている。
- 現行の第 12 次北海道鳥獣保護管理事業計画の計画期間が令和 4 年 3 月をもって終了するため、第 13 次北海道鳥獣保護管理事業計画を策定する。

【鳥獣保護管理法（参考）】

第 3 条第 1 項 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を定めるものとする。

第 4 条第 1 項 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画を定めるものとする。

2 計画の概要

項目	内 容																											
第 1 計画期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで																											
第 2 鳥獣保護区等に関する事項	<p>○鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に係る方針</p> <p>○各保護区の内訳(場所、面積)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区～鳥獣の捕獲や鳥類の卵採取が禁止されている区域 特別保護地区～鳥獣保護区域内で、特に良好な生息環境が求められる区域 <p>○指定計画 ※現在、振興局へ照会中。確定後反映</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">第 12 次終了時</th> <th colspan="2">第 13 次終了時</th> <th colspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>面積(ha)</th> <th>箇所</th> <th>面積(ha)</th> <th>箇所</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥 獣保護区</td> <td>296</td> <td>261, 217</td> <td>297</td> <td>261, 285</td> <td>1</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>特別保護地区</td> <td>88</td> <td>17, 417</td> <td>88</td> <td>17, 417</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table> <p>○休猟区は、狩猟鳥獣の生息数が著しく減少している場合に指定するものであり、本道ではエゾシカの捕獲を進めるため、計画期間内において指定しない。</p>		第 12 次終了時		第 13 次終了時		増減		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	鳥 獣保護区	296	261, 217	297	261, 285	1	68	特別保護地区	88	17, 417	88	17, 417	二	二
	第 12 次終了時		第 13 次終了時		増減																							
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)																						
鳥 獣保護区	296	261, 217	297	261, 285	1	68																						
特別保護地区	88	17, 417	88	17, 417	二	二																						
第 3 鳥獣の人工増殖等に関する事項	<p>○種の保存法に基づき国が行う保護増殖の取組について協力・連携</p> <p>○北海道レッドリスト掲載種など希少鳥獣の放鳥獣の実施を検討</p> <p>○生物多様性保全のため、外来鳥獣の放鳥獣を行わないよう指導</p>																											
第 4 鳥獣の捕獲等の許可に関する事項	<p>○鳥獣の捕獲又は鳥類の卵採取等に係る許可基準(許可・不許可の考え方)</p> <p>○目的別(学術研究、保護のため、管理のためなど)の許可基準(対象者、期間など)</p> <p>○被許可者への指導、市町村への権限移譲の方針</p> <p>○住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項</p>																											

項 目	内 容																
第5 特定猟具 使用禁止区域 等に関する事 項	<p>○特定猟具(銃器)使用禁止・制限区域の指定に係る方針</p> <p>○特定猟具使用禁止区域の内訳(場所、面積)</p> <p>○特定猟具使用禁止区域指定計画 ※現在、振興局へ照会中。確定後反映</p> <table border="1" data-bbox="483 367 1139 499"> <thead> <tr> <th>第12次終了時</th> <th>第13次終了時</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>93箇所</td> <td>93箇所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>35,990ha</td> <td>35,990ha</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○猟区の設定に係る方針</p> <p>○指定猟法禁止区域(ライフル弾、散弾)及び鉛製散弾規制地域の指定状況</p> <p>○指定猟法の使用許可の方針(鉛弾の使用は希少猛禽類の鉛中毒防止のため、ヒグマの捕獲を含め、その使用を原則許可しない。)</p>	第12次終了時	第13次終了時	増 減	93箇所	93箇所	—	35,990ha	35,990ha	—							
第12次終了時	第13次終了時	増 減															
93箇所	93箇所	—															
35,990ha	35,990ha	—															
第6 第二種特 定鳥獣管理計 画に関する事 項	<p>○総合的対策を講じるべき鳥獣に対する計画に係る方針</p> <p>○エゾシカ、ヒグマ、ゴマフアザラシに関する計画を策定</p> <table border="1" data-bbox="437 739 1469 1200"> <thead> <tr> <th>対 象 鳥 獣</th> <th>計画策定の目的</th> <th>計画期間</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エ ゾ シ カ</td> <td>人間活動とエゾシカとのあつれきを軽減するとともに、エゾシカと人間の共生及び生物多様性の保全とその持続可能な利用を図る。</td> <td>令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日</td> <td>全道一円</td> </tr> <tr> <td>ヒ グ マ</td> <td>ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没抑制及び農業被害の軽減並びに地域個体群の存続を図る。</td> <td>令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日</td> <td>全道一円</td> </tr> <tr> <td>ゴ マ フ ア ザ ラ シ</td> <td>アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るため、その適正な管理を推進する。</td> <td>令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日</td> <td>全道一円</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 鳥 獣	計画策定の目的	計画期間	対象区域	エ ゾ シ カ	人間活動とエゾシカとのあつれきを軽減するとともに、エゾシカと人間の共生及び生物多様性の保全とその持続可能な利用を図る。	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	全道一円	ヒ グ マ	ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没抑制及び農業被害の軽減並びに地域個体群の存続を図る。	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	全道一円	ゴ マ フ ア ザ ラ シ	アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るため、その適正な管理を推進する。	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	全道一円
対 象 鳥 獣	計画策定の目的	計画期間	対象区域														
エ ゾ シ カ	人間活動とエゾシカとのあつれきを軽減するとともに、エゾシカと人間の共生及び生物多様性の保全とその持続可能な利用を図る。	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	全道一円														
ヒ グ マ	ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没抑制及び農業被害の軽減並びに地域個体群の存続を図る。	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	全道一円														
ゴ マ フ ア ザ ラ シ	アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るため、その適正な管理を推進する。	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	全道一円														
第7 鳥獣の生 息状況調査に 関する事項	<p>○狩猟や許可捕獲等で捕獲された鳥獣に関する情報の収集に関する方針(対象鳥獣(キツネ・アライグマ・エゾライチョウなど)、調査年度、調査内容・方法など)</p> <p>○第二種特定鳥獣管理計画対象鳥獣の生息状況調査に関する方針(調査内容・方法)</p>																
第8 鳥獣保護 管理事業の実 施体制に関す る事項	<p>○鳥獣行政担当職員の配置及び育成に関する方針</p> <p>○鳥獣保護監視員の配置及び育成に関する方針</p> <p>○狩猟者の確保と育成に関する方針</p> <p>○農林水産部局との連携</p>																
第9 その他鳥 獣保護管理事 業の実施に必 要な事項	<p>○鳥獣保護管理事業を巡る現状と課題</p> <p>○知床半島地域におけるエゾシカ対策等について</p> <p>○えりも地域におけるゼニガタアザラシ対策について</p> <p>○狩猟の適正管理(狩猟鳥獣、可猟区域、狩猟期間、猟法の制限等の運用)</p> <p>○傷病鳥獣救護の基本的な対応等</p> <p>○感染症への対応</p> <p>○鳥獣の保護管理思想の普及</p>																